

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第134号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年7月28日 06時10分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市児ヶ水湾 指宿市所在の薩摩長崎鼻灯台から真方位043° 2海里付近 (概位 北緯31° 10.9′ 東経130° 36.9′)
事故等調査の経過	平成24年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十二豊徳丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-1320（漁船登録番号）、うえむら漁業生産組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ翼に曲欠損、ソナー損壊
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、鹿児島県西之表市馬毛島周辺海域で操業したのち、次の漁場における魚群の探索のために単独で移動し、探索開始までの間、児ヶ水湾内で錨泊して休息をとることにした。</p> <p>船長は、平成24年7月28日06時00分ごろ、児ヶ水湾北岸の南方沖300m付近において、船首から重さ約150kgの鋼製錨を投錨し、錨索約20mを伸出するように甲板員へ指示したのち、機関を停止して錨泊を開始した。</p> <p>船長は、甲板員に朝食の準備を行わせ、自身は操舵室内後部において、船尾方を向いてテレビを見ていたところ、06時10分ごろ船底が何かに接触したような音を聞いた。</p> <p>船長は、操舵室を出て周囲を確認し、本船が走錨して児ヶ水湾北岸付近の潜堤に接触していることを認め、甲板員に指示して揚錨したところ、船位が変わらずに風と潮流により船首が北方を向き、機関を始動してクラッチを後進に入れたが離礁できず、プロペラが潜堤に接触したような音を聞いたため、自力離礁を断念した。</p> <p>本船は、僚船の援助を受けて引き降ろされたのち、自力で航行して鹿児島県枕崎市枕崎漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 東北東（流速不詳）</p>
その他の事項	海図（W1201）によれば、投錨場所付近の水深は6.8m～9.1mであり、底質は砂である。

	<p>船長は、児ヶ水湾での錨泊経験が幾度となくあり、これまで走錨した経験がなかったことから、投錨後に錨かきを確認する習慣がなかった。</p> <p>船長は、本事故発生後、乗揚状況を確認するために潜水した際、体が東北東に流される程度の潮流を感じた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、児ヶ水湾で錨泊した際、船長が錨かきを確認しなかったことから、風と潮流により走錨し、児ヶ水湾北岸沖の潜堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、児ヶ水湾で錨泊した際、船長が錨かきを確認しなかったため、風と潮流により走錨し、児ヶ水湾北岸沖の潜堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錨泊する際は、錨が確実に効いたことを確認するとともに、その後の守錨当直を適切に行うこと。